に改め、第三条の表改正後欄の国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十一条の表の第七十四条ノ二の項中

ニ掲グル社会保険スベシ	タル届書ニ規定スル子（以下本条ニ於テ同ジ）ヲ有スルニ至ツタトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ
生年月日	条ニ於テ同ジ）又ハ子（法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル子（以下本条ニ於テ同ジ）ヲ有スルニ至ツタトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ
証書ノ記	一　届出者ノ生年月日 一ノ二　個人番号又ハ基礎年金番号 二　障害年金証書ノ年金コード 三　配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名 三ノ二　配偶者又ハ子ノ個人番号 四　配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ツタ年月日及其ノ事由 2　前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ 一　配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本 二　配偶者又ハ子ガ届出者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類 三　子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書
子ノ出生日及氏名	ニハ同項ノ戸ノ子ガ法ニ定ムルノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書ヲ添付スルニ代ヘテ、戸ノ子ガ法ニ定ムルノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書ヲ添付スルコトヲ得

（胎児出生の届出）

第七十四条ノ二　障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタルトキハ左ニ掲グル届書ニ事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ

一　届出者ノ生年月日

二　障害年金証書ノ記号番号

三　胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名

（配偶者又は子を有するに至つた場合の届出）

第七十四条ノ二　障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル配偶者（以下本条ニ於テ同ジ）又ハ子（法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル子（以下本条ニ於テ同ジ）ヲ有スルニ至ツタトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ

一　届出者ノ生年月日

一ノ二　個人番号又ハ基礎年金番号

二　障害年金証書ノ年金コード

（胎児出生の届出）

第七十四条ノ二　障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタルトキハ左ニ掲グル届書ニ事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ

一　届出者ノ生年月日

二　障害年金証書ノ記号番号

三　胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名

（配偶者又は子を有するに至つた場合の届出）

第七十四条ノ二　障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル配偶者（以下本条ニ於テ同ジ）又ハ子（法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル子（以下本条ニ於テ同ジ）ヲ有スルニ至ツタトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ

一　届出者ノ生年月日

一ノ二　個人番号又ハ基礎年金番号

二　障害年金証書ノ年金コード

第七十四条ノ二

（胎児出生の届出）

第七十四条ノ二　障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル胎児タル子ガ出生シタルトキハ左ニ掲グル届書ニ事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ

一　届出者ノ生年月日

二　障害年金証書ノ記号番号

三　胎児タル子ノ出生シタル年月日及氏名

2　前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸

（配偶者又は子を有するに至つた場合の届出）

第七十四条ノ二　障害年金受給者ハ法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル配偶者（法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル配偶者）（以下本条ニ於テ同ジ）又ハ子（法第四十一条ノ二第二項ニ規定スル子（以下本条ニ於テ同ジ）ヲ有スルニ至ツタトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ当該事実ノアツタ日カラ十日以内ニ厚生労働大臣ニ提出スベシ

一　届出者ノ生年月日

二　障害年金証書ノ年金コード